



家を購入するならふじえだ！

藤枝市に移住したい仲よし夫婦を応援します！

仲よし夫婦移住定住促進事業

仲よし夫婦（二人とも40歳未満の夫婦）が、藤枝市内で新築住宅を建設・購入した際の費用について

最大

100万円

補助します！

■新築住宅取得事業

仲よし夫婦が藤枝市内に新築住宅を建設・購入した際の費用を補助します。

補助率	2分の1	
補助上限額	市外の仲よし夫婦	50万円
	市内の仲よし夫婦	30万円



■新築住宅移転事業

市外の仲よし夫婦が購入した新築住宅に引越した際の費用を補助します。



補助率	2分の1	
補助上限額	市外の仲よし夫婦	50万円

新築住宅へ住所を異動する前の直前の住所が藤枝市外の方のみ対象となります。

■問合せ先

藤枝市都市建設部住まい戦略課
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

電話 054-631-5750（直通）

FAX 054-643-3280

E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP⇒



1 用語の解説

■仲良し夫婦

子どものいない夫婦であって、夫婦のそれぞれが40歳未満の夫婦を指します。なお、18歳以下の子ども（妊娠中を含みます。）がいる世帯の場合、「子育てファミリー移住定住促進事業費補助金」の対象となる可能性があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◎子育てファミリー移住定住促進事業費補助金→



■新築住宅

藤枝市内の人の居住の用に供したことの無い一戸建て住宅やマンションの一戸の建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものを指します。建設工事完了の日は、検査済証の発行日にて判断します。なお、建売の新築住宅を購入した場合、不動産売買契約を建設工事完了の日から1年以内に締結する必要があります。

■新築住宅取得事業

新築住宅を建設または購入した仲良し夫婦が、取得した新築住宅を住所とすること（住民票を異動すること）をいいます。

【補助対象経費】新築住宅の建築又は購入に要した経費

新築工事請負契約または不動産売買契約の契約額を指します。

■新築住宅移転事業

新築住宅取得事業の対象となった新築住宅に、藤枝市外の住所から移動することをいいます。新築住宅の直前住所が藤枝市外であった仲良し夫婦のみが対象です。

【補助対象経費】新築住宅への移動に要した経費

引越運送業者に支払った費用及び新築住宅への移動の際に使用したレンタカーの借上料。ただし、エアコン等の家電製品の新調に要した費用や、不用品の処分費、レンタカーを使用した際の燃料費はこれに含まれません。

2 補助金額（上限額）等

■補助率 補助対象経費の2分の1（全事業共通）

■補助上限額

- ・新築住宅取得事業
 - 市外の仲良し夫婦 50万円
 - 市内の仲良し夫婦 30万円
- ・新築住宅移転事業 50万円

3 補助金交付申請期間

住民票の異動の後、住民票の異動日から1年を経過した日が属する月の末日まで（例 令和6年4月15日に住民票を異動した場合、令和7年4月30日まで）ただし、来年度以降の補助金事業の実施を保証するものではありません。

4 その他（注意事項等）

- ・補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池などの住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。
- ・予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了することがあります。